

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月11日提出
【計算期間】	第4期 (自 平成20年9月17日 至 平成21年9月14日)
【ファンド名】	フィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、野村SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

ファンドは、フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができるものとします。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
その他資産 (投資信託証券(株式(中小型株)))			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ ファンズ

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産(投資信託証券(株式(中小型株)))…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

④ ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
- 個別企業分析に基づき、主としてわが国の比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。
- 個別企業分析にあたっては、フィデリティ*の日本および世界主要拠点のアナリストに

よる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

- ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

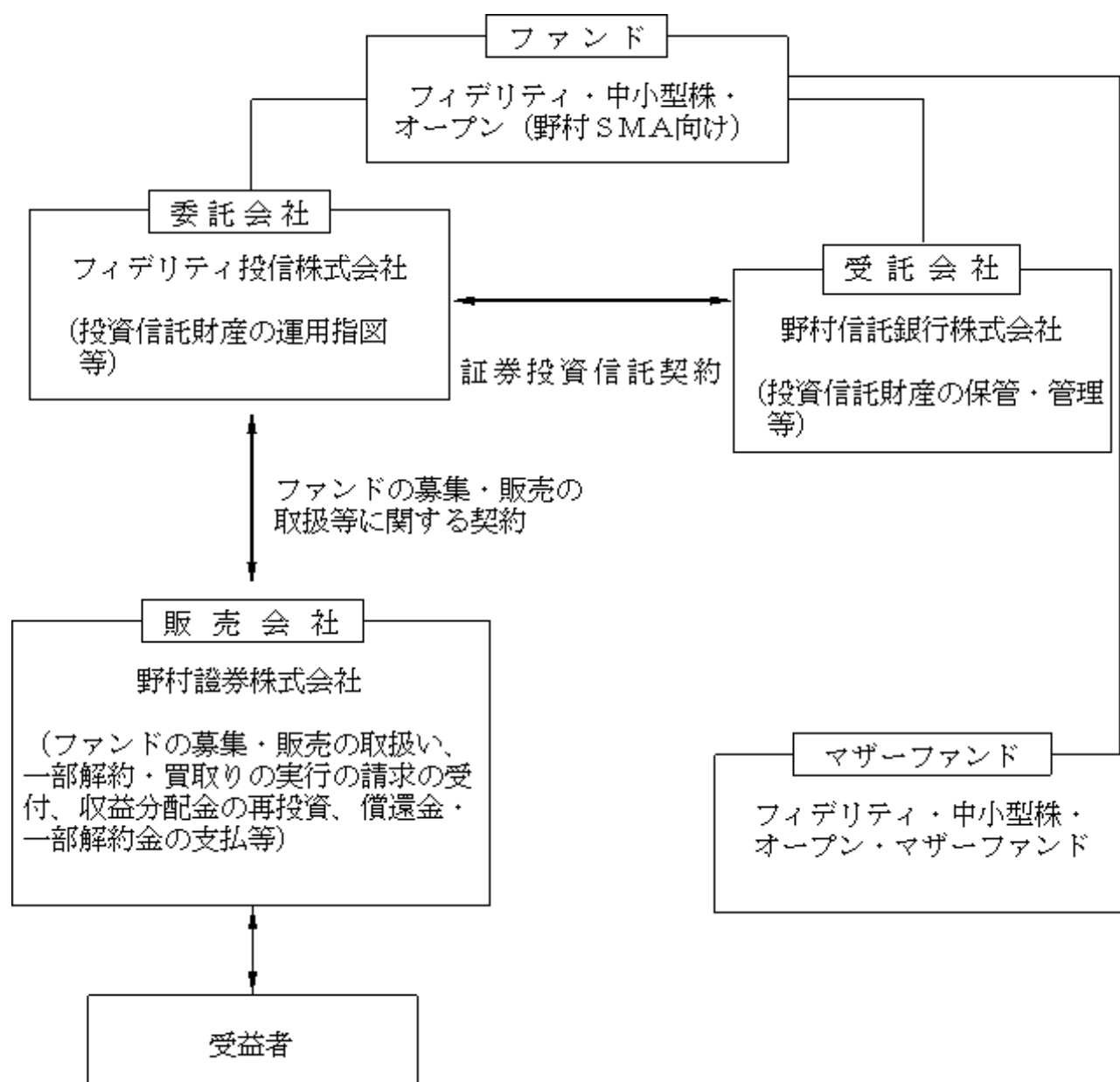
※ FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社：野村證券株式会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約・買取りに関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約・買取りに係る事務の内容およびこれらに関する手続等について規定しています。

④ 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年10月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2009年10月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。
- FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。
- (c) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引^{*1}および為替先渡取引^{*2}を行なうことができます。
- (f) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※1「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該

為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② ファンドのベンチマーク^{*1}

ファンドはRussell/Nomura Mid-Small Cap インデックス^{*2}（配当金込）をベンチマークとします。

※1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

※2 Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスとは、Russell/Nomura Total Market インデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50%を占めます。つまり、Russell/Nomura Total Market インデックスからRussell/Nomura Top Cap インデックスを減じたもの、またはRussell/Nomura Mid Cap インデックスとRussell/Nomura Small Cap インデックスを加えたものです。

各インデックスの分類は以下の通りです。

Russell/Nomura Total Market インデックス	：日本株式市場全体の修正済み時価総額上位98%をカバーしています。
Russell/Nomura Large Cap インデックス	：Total Marketインデックスの時価総額上位85%をカバーしています。
Russell/Nomura Small Cap インデックス	：Total Marketインデックスの時価総額下位15%をカバーしています。
Russell/Nomura Top Cap インデックス	：Total Marketインデックスの時価総額上位50%をカバーしています。
Russell/Nomura Mid Cap インデックス	：Large CapインデックスからTop Capインデックスを減じたもの。

※上記の「時価総額」は安定持株修正されているものを指します。

※銘柄のリバランスは年1回行なわれます。

（注）Russell/Nomura Mid-Small CapインデックスはRussell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。

Russell/Nomura 日本株インデックスは、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

③ 運用方針

運用にあたっては、フィデリティの伝統でもある企業を徹底的に調査すること、「想像力」と「探求心」が重要だと考えております。銘柄選択にあたり、重視することをあげると、以下の通りです。

● 企業の競争力

長期的な企業成長の源泉となる競争力のメカニズムの存在を重視します。単に、景気サイクルに乗って、収益が伸びているのか、それとも独自の成長のエンジンをもっているのか、その企業の競争相手や取引先まで調査に出向き、多面的に調査を行ないます。

● 売上げと利益の源泉

中小型企业は、ニッチ産業であったり、独自の経営方針で成長を遂げうる企業が多く、その企業の現状と将来において収益・利益の源泉をよく認識することが大切です。

● ビジネス・チャンス

企業が売上げを拡大させる手法として、その企業が属する産業や製品市場の拡大、市場シェアの獲得、新規ビジネス・新商品の投入等があります。特に、その企業のビジネスの将来性を判断する上で、ビジネス・チャンスをいかに捉えるかを重視します。

※上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針です。

※上記で示された考え方は、2009年12月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1 有価証券
- 2 デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「④ その他の投資対象」2. から6. に定めるものに限りま。
- 3 金銭債権
- 4 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1 デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- 2 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限る。）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商

品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

2. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。な

お、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。

3. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産*の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
9. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この段落において同じ。）、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、上記①、②および③1.ないし6.に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱いは、本④その他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

*「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

（3）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行して

います。

① フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年9月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	105	56	16	26	203
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	230	96	36	47	409
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	64	19	2	5	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		537	200	54	99	890
運用に関するコンプライアンス部門		50	8	5	10	73

※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

② フィデリティの運用哲学

- 株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

※ セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

- 債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにしています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

※ 上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

③ 運用プロセス

個別企業分析に基づき、主としてわが国の比較的中・小規模の高成長企業(市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。また、ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ファンドが主として投資するマザーファンドの運用プロセスは以下の通りです。

■ 企業調査から、ポートフォリオ構築まで

● 投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

● 企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者(CEO)から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

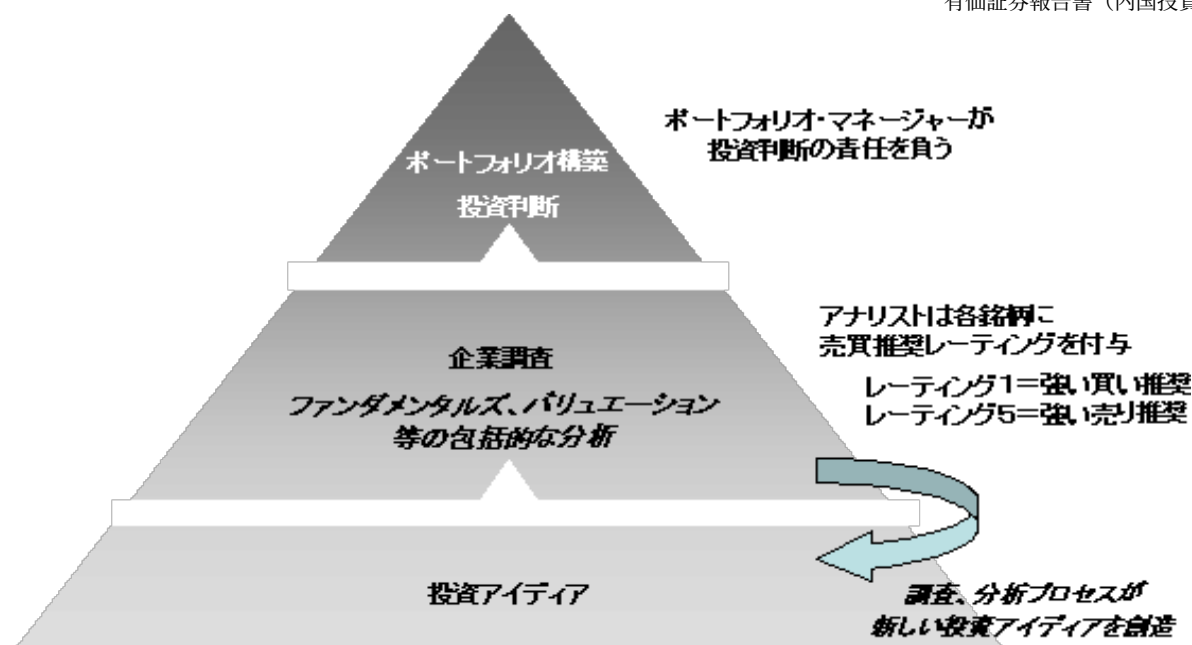
※ フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

● 投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、他の投資機会などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

※ マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。



④ 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年9月13日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、投資信託財産の長期的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

なお、収益分配金は、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資約款に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、信託業務委託費用、借入金の利息および融資枠の設定、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとしします。
- (b) 株式への実質投資割合*には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内としします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内としします。ただし、有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内としします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内としします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内としします。

- (h) マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2) 株式分割により取得する株券
 - 3) 有償増資により取得する株券
 - 4) 売り出しにより取得する株券
 - 5) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (j) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップの取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (k) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (l) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (m) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (n) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

＊上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投

「資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考)マザーファンドの投資方針等は以下の通りです。

(1) 投資態度

- ① わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
- ② わが国の株式のうち、主として中小型株に投資を行ないます。
- ③ 個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。
- ④ 個別企業分析にあたっては、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ⑤ ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ⑥ 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。
- ⑨ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ⑩ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(2) 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(4) その他の投資対象」②から⑥に定めるものに限り。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利

ロ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならび

に17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

前記(2)②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- ① 預金
- ② 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ③ コール・ローン
- ④ 手形割引市場において売買される手形
- ⑤ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ⑥ 外国の者に対する権利で⑤の権利の性質を有するもの

(4) その他の投資対象

- ① 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ④ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑦ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑧ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(5) マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、以下に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券（上記に規定するものを除きます。）に投資することを指図することができるものとします。
 1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社
 2. 会社法に基づく監査（会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含みます。以下同じ。）が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
 3. 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップの取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢

金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑫ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑬ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑭ 外国為替の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑮ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

(1) 投資リスク

ファンドが主として投資するマザーファンドは、国内の株式を主要な投資対象としています。が、その他の有価証券等に投資することもあります。ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組入れた株式やその他の有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けます。すなわち、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の運用指図による行為によりファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

① 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

② 為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。また、為替ヘッジを行なう場合には、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。なお、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。

③ カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

⑤ 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

① 投資対象による基準価額の変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式のうち、主として中小型株に投資を行ないます。また、個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業への投資を行ないます。一般的に、中小型株や成長企業の株式は、流動性や需給動向その他の理由により、わが国の株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる傾向があります。従って、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きが大きくなる場合があることが想定されます。また、中小型株や成長株の値動きがわが国の株式市場全体とは異なる値動きとなる場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体とは異なるものとなることが想定されます。

② ベンチマークに関するリスク

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）をベンチマークとしますが、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

③ 銘柄選択に関するリスク

ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等がわが国の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

④ 運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1)投資方針」中で示された考え方は、2009年12月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

⑤ 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

なお、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記「2 投資方針 (1)投資方針」に基づいた運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（申込金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりませんが、解約請求受付日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*1}を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額^{*2}とします。

※1「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額^{*1}を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜き^{*2}0.90%）の率を乗じて得た額とします。

※1「消費税等相当額」とは、消費税相当額および地方消費税相当額をいいます。（以下同じ。）

※2「税抜き」における「税」とは消費税等相当額をいいます。（以下同じ。）

② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率)			
委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7875% (税抜き 0.75%)	0.0525% (税抜き 0.05%)	0.105% (税抜き 0.100%)	0.945% (税抜き 0.90%)

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用
 - 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当

該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用が可能です。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	324,556,690	100.00
小計		324,556,690	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	416,477	0.13
小計		416,477	0.13
負債	—	425,626	0.13
合計（純資産総額）		324,547,541	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	25,173,355,690	94.96
	ケイマン諸島	434,920	0.00
小計		25,173,790,610	94.96
投資信託受益証券	日本	1,163,038,159	4.39
小計		1,163,038,159	4.39
その他の資産			
預金・その他	日本	415,229,962	1.57
小計		415,229,962	1.57
負債	—	242,701,586	0.92
合計（純資産総額）		26,509,357,145	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年10月30日現在)

順位	種 類	銘柄名	国 名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・中 小型株・オープン・マ ザーファンド	日本	304,862,569	1.0998	335,295,113	1.0646	324,556,690	100.00

種類別投資比率

(2009年10月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド

(2009年10月30日現在)

順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類 業 種	数 量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	くらコーポレー ション	日本・円 日本	株式 小売業	4,566	292,777.78 1,336,823,380	315,000 1,438,290,000	5.44
2	フィデリティ・円 キャッシュ・ファ ンド（適格機関投 資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券 —	1,149,701,621	1.0115 1,162,950,117	1.0116 1,163,038,159	4.39
3	パナソニック電工	日本・円 日本	株式 電気機器	945,000	1,097.41 1,037,058,199	1,163 1,099,035,000	4.16
4	SUMCO	日本・円 日本	株式 金属製品	551,800	2,180.00 1,202,924,000	1,777 980,548,600	3.71
5	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	445,000	2,065.37 919,092,194	2,175 967,875,000	3.66
6	マネーパートナー ズグループ	日本・円 日本	株式 証券、商品先物取引業	21,476	48,733.63 1,046,603,480	41,650 894,475,400	3.38
7	住友電気工業	日本・円 日本	株式 非鉄金属	788,400	1,182.89 932,593,059	1,125 886,950,000	3.36
8	日本トリム	日本・円 日本	株式 電気機器	362,050	1,762.52 638,123,347	1,857 672,326,850	2.55
9	ニコン	日本・円 日本	株式 精密機器	382,800	1,561.55 597,762,845	1,734 663,775,200	2.51
10	オリックス	日本・円 日本	株式 その他金融業	109,710	6,499.81 713,094,927	6,010 659,357,100	2.50

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
11	サトー	日本・円 日本	株式 機械	544,700	1,204.76 656,235,257	1,111 605,161,700	2.29
12	日本精機	日本・円 日本	株式 輸送用機器	519,000	1,044.00 541,836,000	965 500,835,000	1.90
13	東邦亜鉛	日本・円 日本	株式 非鉄金属	1,024,000	490.00 501,760,000	463 474,112,000	1.79
14	J S R	日本・円 日本	株式 化学	248,000	1,727.00 428,296,000	1,799 446,152,000	1.68
15	スタンレー電気	日本・円 日本	株式 電気機器	227,900	1,716.00 391,076,400	1,816 413,866,400	1.56
16	ミクシィ	日本・円 日本	株式 サービス業	401	565,312.00 226,690,116	747,000 299,547,000	1.13
17	タケエイ	日本・円 日本	株式 サービス業	234,900	1,408.59 330,879,638	1,240 291,276,000	1.10
18	カヤバ工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,069,000	281.84 301,287,382	268 286,492,000	1.08
19	エヌ・ピー・シー	日本・円 日本	株式 機械	113,000	2,419.34 273,385,513	2,350 265,550,000	1.00
20	近畿車輛	日本・円 日本	株式 輸送用機器	337,000	862.00 290,494,000	767 258,479,000	0.98
21	カカクコム	日本・円 日本	株式 サービス業	776	320,000.00 248,320,000	333,000 258,408,000	0.97
22	エルピーダメモリ	日本・円 日本	株式 電気機器	208,800	1,206.55 251,929,627	1,226 255,988,800	0.97
23	サミーネットワ ークス	日本・円 日本	株式 情報・通信業	1,064	302,000.00 321,328,000	239,700 255,040,800	0.96
24	日本通信	日本・円 日本	株式 情報・通信業	25,143	17,008.57 427,646,616	10,100 253,944,300	0.96
25	三洋電機	日本・円 日本	株式 電気機器	1,095,000	249.00 272,655,000	228 249,660,000	0.94
26	国際石油開発帝石	日本・円 日本	株式 鉱業	310	789,000.00 244,590,000	760,000 235,600,000	0.89
27	東日本旅客鉄道	日本・円 日本	株式 陸運業	40,500	6,280.00 254,340,000	5,810 235,305,000	0.89
28	ディスコ	日本・円 日本	株式 機械	45,500	5,550.00 252,525,000	5,110 232,505,000	0.88
29	大陽日酸	日本・円 日本	株式 化学	226,000	1,086.63 245,578,488	1,025 231,650,000	0.87
30	旭硝子	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	291,000	750.00 218,250,000	780 226,980,000	0.86

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率
フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド

（2009年10月30日現在）

種 類	国内／外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.49
		鉱業	0.89
		建設業	0.57
		食料品	1.15
		繊維製品	0.00
		パルプ・紙	0.00
		化学	5.23
		医薬品	1.73
		石油・石炭製品	0.00
		ゴム製品	0.67
		ガラス・土石製品	1.18
		鉄鋼	1.60
		非鉄金属	5.61
		金属製品	4.12
		機械	6.63
		電気機器	17.04
		輸送用機器	4.93
		精密機器	4.44
		その他製品	0.83
		電気・ガス業	1.58
		陸運業	1.19
		海運業	0.33
		倉庫・運輸関連業	0.00
		情報・通信業	8.56
		卸売業	1.26
		小売業	6.83
		銀行業	1.66
		証券、商品先物取引業	3.65
		保険業	0.44
		その他金融業	3.03
		不動産業	1.70
		サービス業	7.62
	小計		94.96
	外国	情報・通信業	0.00
	小計		0.00
投資信託受益証券	国内	—	4.39
	小計		4.39
合計（対純資産総額比）			99.35

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2006年9月13日)	118	118	0.8466	0.8466
2期	(2007年9月13日)	629	629	0.7693	0.7693
3期	(2008年9月16日)	462	462	0.5017	0.5017
4期	(2009年9月14日)	315	315	0.4616	0.4616
	2008年10月末日	317	—	0.3768	—
	2008年11月末日	318	—	0.3913	—
	2008年12月末日	311	—	0.4019	—
	2009年1月末日	286	—	0.3789	—
	2009年2月末日	258	—	0.3508	—
	2009年3月末日	262	—	0.3497	—
	2009年4月末日	254	—	0.3683	—
	2009年5月末日	279	—	0.4046	—
	2009年6月末日	299	—	0.4342	—
	2009年7月末日	307	—	0.4455	—
	2009年8月末日	316	—	0.4617	—
	2009年9月末日	308	—	0.4510	—
	2009年10月末日	324	—	0.4452	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	△15.3
第2期	△9.1
第3期	△34.8
第4期	△8.0

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2006年4月5日 ファンドの受益証券の募集開始

2006年4月7日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。

取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、取得申込みには手数料はかかりません。

取得申込みの単位は、1円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込代金を申込の販売会社にお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込みを行なってください。
受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。一部解約の実行の請求単位は1口単位とします。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

解約価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。ただし、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、1日1件5億円以下の金額であっても、委託会社が定める金額を超える一部解約を行なえなくする場合があります。また、委託会社が定める金額を超える一部解約の実行の請求の受付を、正午（半日営業日の場合は午前9時30分）までに一部解約の実行の請求が行なわれかつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

なお、販売会社によっては、買取りにより換金を行なうことができます。この場合、上記の一部解約の規定が準用されます。買取請求による換金の詳細について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））、または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは「S中小型」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

計算期間は原則として毎年9月14日から翌年9月13日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは当該日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」による信託の終了日とします。

（5）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部解約により受益権の残存口数が30億口を下回った場合、または信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととし、信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、異議を述べた受益者の受益券の口数が受益券の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドの信託に関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出るにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととし、投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等にかかる契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を

通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

① 信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2) 受託会社は、上記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1) 1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3) 上記1) および2)にかかわらず、受託会社は、次の1.から4.に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみの方針により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

② 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

③ 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 上記1) ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

① ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

② 委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(l) 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約

の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

委託会社は、前文による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪

意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(s) 受託会社の自己または利害関係人等との取引

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、有価証券等への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

(t) 損益の帰属

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(u) 信託事務の委託

受託会社は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、利害関係人に対する業務の委託については、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとし、この場合、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(v) 委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

ファンドは「自動けいぞく投資コース」専用であるため、受託会社が委託会社の指定する預金口座に払い込むことにより、原則として、各計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

再投資の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者（販売会社等を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同(b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

- ① 受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託会社は、上記①の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成19年9月14日から平成20年9月16日まで）、および第4期計算期間（平成20年9月17日から平成21年9月14日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期計算期間 平成20年9月16日現在	第4期計算期間 平成21年9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,005,733	1,487,769
親投資信託受益証券	462,758,331	315,669,736
流動資産合計	465,764,064	317,157,505
資産合計	465,764,064	317,157,505
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	307,502	152,217
未払委託者報酬	2,460,328	1,218,142
その他未払費用	292,813	144,951
流動負債合計	3,060,643	1,515,310
負債合計	3,060,643	1,515,310
純資産の部		
元本等		
元本	922,217,829	683,778,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△459,514,408	△368,136,024
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	462,703,421	315,642,195
純資産合計	462,703,421	315,642,195
負債純資産合計	465,764,064	317,157,505

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期計算期間 自 平成19年 9月14日 至 平成20年 9月16日	第４期計算期間 自 平成20年 9月17日 至 平成21年 9月14日
営業収益		
受取利息	8,108	2,081
有価証券売買等損益	△271,631,603	△48,951,449
営業収益合計	△271,623,495	△48,949,368
営業費用		
受託者報酬	697,479	319,138
委託者報酬	5,580,475	2,553,723
その他費用	664,173	303,880
営業費用合計	6,942,127	3,176,741
営業利益又は営業損失（△）	△278,565,622	△52,126,109
経常利益又は経常損失（△）	△278,565,622	△52,126,109
当期純利益又は当期純損失（△）	△278,565,622	△52,126,109
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△44,942,437	△45,204,690
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△188,846,559	△459,514,408
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,241,448	249,065,985
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,241,448	249,065,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,286,112	150,766,182
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,286,112	150,766,182
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△459,514,408	△368,136,024

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第3期計算期間 自 平成19年9月14日 至 平成20年9月16日	第4期計算期間 自 平成20年9月17日 至 平成21年9月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日、その翌日およびその翌々日が休日のため、平成19年9月14日から平成20年9月16日までとなっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日、翌々日および当期末日が休日のため、平成20年9月17日から平成21年9月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期計算期間 平成20年9月16日現在	第4期計算期間 平成21年9月14日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	818,629,287 円	922,217,829 円
期中追加設定元本額	457,023,789 円	245,920,115 円
期中一部解約元本額	353,435,247 円	484,359,725 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	922,217,829 口	683,778,219 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は459,514,408円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は368,136,024円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5017 円	0.4616 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期計算期間 自 平成19年9月14日 至 平成20年9月16日	第4期計算期間 自 平成20年9月17日 至 平成21年9月14日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は0円（1口当たり0円）であるため、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 同左

(有価証券に関する注記)

第3期計算期間（平成20年9月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	462,758,331	△230,586,906
合 計	462,758,331	△230,586,906

第4期計算期間（平成21年9月14日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	315,669,736	4,800,030
合 計	315,669,736	4,800,030

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・中小型株・ オープン・マザーファンド	285,518,937	315,669,736	—
	合 計		285,518,937	315,669,736	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成20年 9月16日現在	平成21年 9月14日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	996,630	69,647,327
株式	36,599,217,892	25,821,828,122
投資信託受益証券	886,689,410	787,877,514
未収入金	197,395,779	371,864,712
未収配当金	16,229,115	6,774,770
流動資産合計	37,700,528,826	27,057,992,445
資産合計	37,700,528,826	27,057,992,445
負債の部		
流動負債		
未払金	67,166,057	442,212,194
流動負債合計	67,166,057	442,212,194
負債合計	67,166,057	442,212,194
純資産の部		
元本等		
元本	32,643,770,963	24,072,968,785
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,989,591,806	2,542,811,466
元本等合計	37,633,362,769	26,615,780,251
純資産合計	37,633,362,769	26,615,780,251
負債純資産合計	37,700,528,826	27,057,992,445

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成19年9月14日 至 平成20年9月16日	自 平成20年9月17日 至 平成21年9月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1) 株式 同左 (2) 投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成20年9月16日現在	平成21年9月14日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	45,146,240,092 円	32,643,770,963 円
期中追加設定元本額	1,223,616,682 円	5,206,620,636 円
期中一部解約元本額	13,726,085,811 円	13,777,422,814 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・中小型株・オープン	18,143,936,916 円	13,981,871,000 円
フィデリティ・中小型株・オープン（野村 S M A 向け）	401,421,176 円	285,518,937 円
フィデリティ・中小型株・オープン F（適格機関投資家専用）	14,098,412,871 円	9,805,578,848 円
計	32,643,770,963 円	24,072,968,785 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	32,643,770,963 口	24,072,968,785 口
4. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1.1528 円	1.1056 円

（有価証券に関する注記）

（平成20年9月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	36,599,217,892	△5,660,361,740
投資信託受益証券	886,689,410	330,459
合 計	37,485,907,302	△5,660,031,281

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年3月14日から平成20年9月16日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年9月14日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	25,821,828,122	4,058,137,817
投資信託受益証券	787,877,514	50,063
合 計	26,609,705,636	4,058,187,880

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年3月14日から平成21年9月14日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	日本水産	100	272	27,200	—
	ホクト	63,500	2,140	135,890,000	—
	国際石油開発帝石	334	789,000	263,526,000	—
	ダイセキ環境ソリューション	4	162,700	650,800	—
	東建コーポレーション	28,190	2,910	82,032,900	—
	大成建設	1,000	192	192,000	—
	西松建設	352,000	154	54,208,000	—
	大和ハウス工業	103,000	990	101,970,000	—
	ネクスト	1,553	139,700	216,954,100	—
	ミクシィ	27	556,000	15,012,000	—
	タケエイ	232,900	1,408	327,923,200	—
	クックパッド	100	27,000	2,700,000	—
	日本ハム	1,000	1,054	1,054,000	—
	カカクコム	776	320,000	248,320,000	—
	オプト	1	139,500	139,500	—
	日本ケアサプライ	8	60,200	481,600	—
	新日本科学	147,200	729	107,308,800	—
	ツクイ	100	1,470	147,000	—
	メッセージ	542	176,000	95,392,000	—
	ベネフィット・ワン	1,115	81,800	91,207,000	—
	ソネット・エムスリー	1	302,000	302,000	—
	ツヴァイ	100	730	73,000	—
	ぐるなび	1	216,000	216,000	—
	一休	1	45,400	45,400	—
	フュートレック	453	298,100	135,039,300	—
	夢の街創造委員会	1	65,000	65,000	—
	麒麟ホールディングス	84,000	1,339	112,476,000	—
	宝ホールディングス	1,000	625	625,000	—
	オエノンホールディングス	193,000	197	38,021,000	—
	ローソン	19,600	3,920	76,832,000	—
	エービーシー・マート	7,600	2,665	20,254,000	—
	アスクル	200	1,802	360,400	—
	くらコーポレーション	4,456	293,000	1,305,608,000	—
	スターバックスコーヒー・ジャパン	1	38,700	38,700	—
	日本風力開発	1	406,000	406,000	—
	セリア	274	120,500	33,017,000	—
	焼津水産化学工業	19,100	1,175	22,442,500	—
	アリアケジャパン	36,400	1,492	54,308,800	—
	東洋水産	21,000	2,255	47,355,000	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	アルコニックス	100	4,020	402,000	—
	スタートトゥデイ	464	185,200	85,932,800	—
	日清紡ホールディングス	24,000	993	23,832,000	—
	トヨタ紡織	100	1,703	170,300	—
	グリーンホスピタルサプライ	919	69,800	64,146,200	—
	一六堂	1,434	38,300	54,922,200	—
	クリエイト・レストランツ	100	610	61,000	—
	トリドール	328	193,000	63,304,000	—
	東レ	1,000	513	513,000	—
	クラレ	1,000	963	963,000	—
	旭化成	299,000	463	138,437,000	—
	SUMCO	551,800	2,180	1,202,924,000	—
	日本バイリーン	1,000	545	545,000	—
	ティーガイア	808	156,500	126,452,000	—
	サミーネットワークス	1,064	302,000	321,328,000	—
	GMOペイメントゲートウェイ	4	131,900	527,600	—
	アドバンスト・メディア	1	50,000	50,000	—
	テクノマセマティカル	1	146,000	146,000	—
	ビットアイル	1	66,100	66,100	—
	パイプドビッツ	1	90,000	90,000	—
	フリービット	29	492,000	14,268,000	—
	ユビキタス	1	37,500	37,500	—
	日本製紙グループ本社	100	2,730	273,000	—
	日産化学工業	57,000	1,300	74,100,000	—
	日本曹達	1,000	430	430,000	—
	セントラル硝子	1,000	418	418,000	—
	イビデン	25,100	3,260	81,826,000	—
	日本化学工業	251,000	290	72,790,000	—
	ステラケミファ	12,600	4,470	56,322,000	—
	J S R	248,000	1,727	428,296,000	—
	三菱ケミカルホールディングス	179,000	406	72,674,000	—
	ダイセル化学工業	141,000	561	79,101,000	—
	宇部興産	713,000	257	183,241,000	—
	フジプレアム	300	541	162,300	—
	イーピーエス	1	377,000	377,000	—
	パナソニック電工インフォメーションシステムズ	33,900	2,445	82,885,500	—
	アミューズ	19,600	1,000	19,600,000	—
	野村総合研究所	100	2,050	205,000	—
	ワークスアプリケーションズ	1	60,300	60,300	—
	日本精化	95,100	828	78,742,800	—
	花王	34,000	2,325	79,050,000	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	中外製薬	72,500	1,862	134,995,000	—
	ツムラ	39,100	3,100	121,210,000	—
	日医工	52,400	3,100	162,440,000	—
	テルモ	13,400	4,690	62,846,000	—
	キッセイ薬品工業	25,000	2,205	55,125,000	—
	アンジェスMG	1	169,000	169,000	—
	そーせいグループ	552	196,000	108,192,000	—
	日本ペイント	1,000	510	510,000	—
	中国塗料	2,000	600	1,200,000	—
	太陽インキ製造	100	2,395	239,500	—
	パーク24	221,000	983	217,243,000	—
	ラウンドワン	191,100	802	153,262,200	—
	ヤフー	1,494	30,650	45,791,100	—
	オービックビジネスコンサルタント	14,650	4,700	68,855,000	—
	サイバーエージェント	1,351	101,700	137,396,700	—
	楽天	4,474	57,100	255,465,400	—
	エフアンドエム	2,996	21,300	63,814,800	—
	サイボウズ	15	17,950	269,250	—
	ハドソン	97,700	561	54,809,700	—
	コニカミノルタホールディングス	20,000	849	16,980,000	—
	上村工業	14,400	3,880	55,872,000	—
	日本高純度化学	1	332,000	332,000	—
	タカラバイオ	1	248,000	248,000	—
	日本農薬	1,000	730	730,000	—
	新日本石油	149,000	538	80,162,000	—
	住友ゴム工業	280,200	837	234,527,400	—
	ニッタ	34,300	1,486	50,969,800	—
	旭硝子	291,000	750	218,250,000	—
	有沢製作所	98,500	668	65,798,000	—
	日本電気硝子	58,000	923	53,534,000	—
	オハラ	200	1,387	277,400	—
	東海カーボン	46,000	445	20,470,000	—
	東洋炭素	100	4,780	478,000	—
	日本碍子	1,000	2,040	2,040,000	—
	日本セラテック	1	35,300	35,300	—
	大和工業	50,200	2,680	134,536,000	—
	大同特殊鋼	1,000	347	347,000	—
	日本冶金工業	500	498	249,000	—
	愛知製鋼	1,000	382	382,000	—
	日立金属	139,000	911	126,629,000	—
	大平洋金属	309,000	731	225,879,000	—
	日本電工	1,000	690	690,000	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	日本製鋼所	1,000	1,101	1,101,000	—
	三井金属鉱業	1,000	256	256,000	—
	東邦亜鉛	1,024,000	490	501,760,000	—
	三菱マテリアル	1,000	277	277,000	—
	住友金属鉱山	58,000	1,478	85,724,000	—
	大阪チタニウムテクノロジーズ	100	2,855	285,500	—
	古河スカイ	1,000	164	164,000	—
	住友電気工業	705,400	1,180	832,372,000	—
	アーレスティ	41,700	736	30,691,200	—
	リンナイ	100	4,260	426,000	—
	日本発条	35,000	710	24,850,000	—
	ツガミ	1,000	182	182,000	—
	オークマ	224,000	442	99,008,000	—
	旭ダイヤモンド工業	37,000	704	26,048,000	—
	森精機製作所	149,300	1,029	153,629,700	—
	ディスコ	45,500	5,550	252,525,000	—
	ニューフレアテクノロジー	1	74,200	74,200	—
	三井海洋開発	100	1,989	198,900	—
	ユニオンツール	100	2,875	287,500	—
	オイレス工業	100	1,543	154,300	—
	サトー	537,700	1,205	647,928,500	—
	住友重機械工業	1,000	471	471,000	—
	日立建機	46,600	1,935	90,171,000	—
	ハーモニック・ドライブ・システムズ	370	242,000	89,540,000	—
	帝国電機製作所	100	1,948	194,800	—
	西島製作所	100	1,340	134,000	—
	ダイキン工業	35,300	3,190	112,607,000	—
	シーケーディ	98,000	608	59,584,000	—
	竹内製作所	38,800	1,021	39,614,800	—
	サンデン	1,000	263	263,000	—
	セガサミーホールディングス	100	1,190	119,000	—
	日本精工	33,000	557	18,381,000	—
	NTN	1,000	405	405,000	—
	安川電機	96,000	651	62,496,000	—
	山洋電気	263,000	454	119,402,000	—
	デンヨー	57,900	755	43,714,500	—
	日本電産	18,300	6,730	123,159,000	—
	日新電機	158,000	593	93,694,000	—
	エルピーダメモリ	46,500	1,200	55,800,000	—
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	23,000	814	18,722,000	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ワコム	1	218,700	218,700	—
	アルバック	100	2,660	266,000	—
	京三製作所	214,000	424	90,736,000	—
	TDK	15,700	5,400	84,780,000	—
	三洋電機	1,095,000	249	272,655,000	—
	日本電波工業	36,000	1,834	66,024,000	—
	メイコー	100	1,795	179,500	—
	日本トリム	351,850	1,761	619,607,850	—
	ホシデン	100	1,337	133,700	—
	アオイ電子	57,200	1,471	84,141,200	—
	横河電機	100	767	76,700	—
	日本光電工業	100	1,487	148,700	—
	アドバンテスト	200	2,255	451,000	—
	シスメックス	14,900	3,970	59,153,000	—
	日本マイクロニクス	34,600	1,661	57,470,600	—
	スタンレー電気	227,900	1,716	391,076,400	—
	日本セラミック	1,000	1,282	1,282,000	—
	新神戸電機	1,000	1,110	1,110,000	—
	芝浦電子	77,200	1,175	90,710,000	—
	ローム	20,900	6,080	127,072,000	—
	浜松ホトニクス	100	2,040	204,000	—
	三井ハイテック	107,900	1,230	132,717,000	—
	新光電気工業	46,200	1,768	81,681,600	—
	村田製作所	26,000	4,120	107,120,000	—
	パナソニック電工	932,000	1,098	1,023,336,000	—
	日本ケミコン	1,000	332	332,000	—
	川崎重工業	1,000	232	232,000	—
	近畿車輛	858,000	862	739,596,000	—
	三菱自動車工業	328,000	159	52,152,000	—
	日信工業	100	1,319	131,900	—
	ティラド	1,000	243	243,000	—
	NOK	95,600	1,370	130,972,000	—
	カヤバ工業	519,000	281	145,839,000	—
	アイシン精機	32,400	2,190	70,956,000	—
	ダイハツ工業	1,000	941	941,000	—
	小糸製作所	162,000	1,240	200,880,000	—
	日本精機	519,000	1,044	541,836,000	—
	シマノ	100	3,630	363,000	—
	ドン・キホーテ	23,200	2,140	49,648,000	—
	スター精密	285,700	911	260,272,700	—
	東京精密	98,600	1,271	125,320,600	—
	ニコン	330,000	1,536	506,880,000	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	トプコン	100	481	48,100	—
	大日本スクリーン製造	1,000	305	305,000	—
	タムロン	200	1,124	224,800	—
	HOYA	81,800	2,135	174,643,000	—
	朝日インテック	100	1,516	151,600	—
	メディキット	20	20,800	416,000	—
	大研医器	57,500	2,580	148,350,000	—
	バンダイナムコホールディングス	72,100	986	71,090,600	—
	日本写真印刷	5,700	4,830	27,531,000	—
	ピジョン	7,200	3,450	24,840,000	—
	伊藤忠商事	180,000	654	117,720,000	—
	美津濃	1,000	417	417,000	—
	ファミリーマート	30,200	2,820	85,164,000	—
	三井物産	195,800	1,215	237,897,000	—
	東京エレクトロン	100	5,180	518,000	—
	ニプロ	1,000	2,050	2,050,000	—
	島忠	100	2,120	212,000	—
	ケーズホールディングス	100	2,875	287,500	—
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	343,100	537	184,244,700	—
	千葉銀行	224,000	573	128,352,000	—
	横浜銀行	134,000	476	63,784,000	—
	十六銀行	600	307	184,200	—
	住友信託銀行	95,000	515	48,925,000	—
	みずほフィナンシャルグループ	835,500	200	167,100,000	—
	SBIホールディングス	3	20,510	61,530	—
	アコム	360	1,640	590,400	—
	ジャックス	477,000	262	124,974,000	—
	オリックス	104,710	6,540	684,803,400	—
	野村ホールディングス	107,900	720	77,688,000	—
	マネーパートナーズグループ	20,164	49,100	990,052,400	—
	イー・ギャランティ	113	263,000	29,719,000	—
	アサックス	1	86,100	86,100	—
	住友不動産	123,000	1,876	230,748,000	—
	トーセイ	3,029	35,000	106,015,000	—
	エヌ・ティ・ティ都市開発	1,006	97,100	97,682,600	—
	京成電鉄	113,000	633	71,529,000	—
	東日本旅客鉄道	40,500	6,280	254,340,000	—
	ハマキョウレックス	8,400	2,450	20,580,000	—
	ヤマトホールディングス	1,000	1,399	1,399,000	—
	商船三井	160,000	589	94,240,000	—
	近鉄エクスプレス	100	2,015	201,500	—

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単 価	金 額	
	新華ファイナンス	332	1,536	509,952	—
	日本通信	21,332	17,220	367,337,040	—
	光通信	100	1,974	197,400	—
	エムティーアイ	425	234,900	99,832,500	—
	ゼンリン	100	1,275	127,500	—
	東京瓦斯	535,000	372	199,020,000	—
	大阪瓦斯	667,000	318	212,106,000	—
	日本医療事務センター	141,800	501	71,041,800	—
	吉本興業	100	1,334	133,400	—
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	100	2,495	249,500	—
	ジャステック	373,600	518	193,524,800	—
	富士ソフト	12,800	1,576	20,172,800	—
	日本システムディベロップメント	53,500	1,088	58,208,000	—
	ダイセキ	100	1,942	194,200	—
	ヤマダ電機	20,590	6,210	127,863,900	—
	ファーストリテイリング	4,500	10,700	48,150,000	—
	ソフトバンク	250,900	2,045	513,090,500	—
日本・円	小計	22,057,639		25,821,828,122	
合 計		22,057,639		25,821,828,122	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）	778,996,949	787,877,514	—
日本・円 小計		778,996,949	787,877,514	
投資信託受益証券 合 計			787,877,514	
合 計			787,877,514	

（注）投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年10月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	324,973,167	円
II 負債総額	425,626	円
III 純資産総額（I－II）	324,547,541	円
IV 発行済数量	729,047,708	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.4452	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド

(2009年10月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	26,752,058,731	円
II 負債総額	242,701,586	円
III 純資産総額（I－II）	26,509,357,145	円
IV 発行済数量	24,900,492,513	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0646	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	140,374,596	215,557	140,159,039
第2期	768,076,192	89,605,944	818,629,287
第3期	457,023,789	353,435,247	922,217,829
第4期	245,920,115	484,359,725	683,778,219

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2009年10月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェック
- については、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年10月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,952,935,077,287円です。

3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	＊1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	＊1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

期別		第22期 (平成20年3月31日現在)			第23期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			14,152			33,911	
未払金	*1		3,662,236			1,918,022	
未払手数料		2,531,153			1,415,082		
その他未払金		1,131,083			502,939		
未払費用			1,896,516			1,210,915	
未払法人税等			71,597			-	
未払消費税等			200,480			-	
賞与引当金			3,010,901			1,626,866	
流動負債計			8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債							
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406	
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242	
長期未払費用			114,129			-	
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868		
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△3	0.0		△289	0.0
評価・換算差額等合計			△3	0.0		△289	0.0
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

（２）【損益計算書】

期別		第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別		第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	※1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
雑損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（△）			△60,082	△0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			△839,364	△2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 （△）			△153,921	△0.4		624,946	2.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	—	—	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		△153,921	△153,921	△153,921			△153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△3	△3	△3
事業年度中の変動額合計		△153,921	△153,921	△153,921	△3	△3	△153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	△3	△3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					△286	△286	△286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	△286	△286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	△289	△289	9,744,578

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法によっておりま す。） 時価のないもの 総平均法による原価法	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上して おります。 過去勤務債務については、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の年数（10年）による按分額 を定額法により費用処理していま す。 数理計算上の差異については、発 生年度に全額費用処理しておりま す。	(1) 貸倒引当金 - (2) 退職給付引当金 同左

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する 賞与の支払に充てるため、支払見 込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額確定時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より当該プランに基づき計算された当事業年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の合理的見積りが可能となったことから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （平成20年3月31日現在）	第23期 （平成21年3月31日現在）												
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>270,973千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,840,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>368,402千円</td></tr> </table> ※2 偶発債務 当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。	未収入金	270,973千円	短期貸付金	9,840,000千円	未払金	368,402千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>未収入金</td><td>660,620千円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金</td><td>9,270,000千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>79,371千円</td></tr> </table> -	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円
未収入金	270,973千円												
短期貸付金	9,840,000千円												
未払金	368,402千円												
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												

（損益計算書関係）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
＊1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。	＊1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

（リース取引関係）

第22期（自平成19年4月 1 日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月 1 日 至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第22期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100	91	△8
小計	100	91	△8
合計	100	91	△8

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

第23期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	△289
小計	2,000	1,710	△289
合計	2,000	1,710	△289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

（デリバティブ取引関係）

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項
(1) 退職給付債務 4,337,498千円 (2) 未積立退職給付債務 4,337,498千円 (3) 未認識過去勤務債務 46,134千円 (4) 貸借対照表計上額純額 4,383,632千円 (5) 退職給付引当金 4,383,632千円	(1) 退職給付債務 3,551,310千円 (2) 未積立退職給付債務 3,551,310千円 (3) 未認識過去勤務債務 29,932千円 (4) 貸借対照表計上額純額 3,581,242千円 (5) 退職給付引当金 3,581,242千円
3. 退職給付費用に関する事項	3. 退職給付費用に関する事項
(1) 勤務費用 1,387,973千円 (2) 利息費用 35,258千円 (3) 数理計算上の差異の費用処理額 △432,360千円 (4) 過去勤務債務の費用処理額 △10,175千円 (5) 臨時に支払った割増退職金 339,093千円 (6) 退職給付費用の額 1,319,790千円	(1) 勤務費用 255,065千円 (2) 利息費用 26,951千円 (3) 数理計算上の差異の費用処理額 △21,321千円 (4) 過去勤務債務の費用処理額 △16,202千円 (5) 臨時に支払った割増退職金 - (6) 退職給付費用の額 244,493千円
(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。	(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
(1) 割引率 2.0% (2) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (3) 過去勤務債務の処理年数 10年	(1) 割引率 1.8% (2) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (3) 過去勤務債務の処理年数 10年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,783,700千円	1,487,074千円
賞与引当金	1,677,524千円	1,114,005千円
未払費用否認	518,745千円	231,199千円
その他	127,512千円	373,819千円
繰延税金資産小計	4,107,482千円	3,206,099千円
評価性引当額	-	△347,768千円
繰延税金資産合計	4,107,482千円	2,858,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44% 評価性引当額 18.13% 過年度法人税等 2.21% その他 △0.05% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

（2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	△570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 455,995円92銭 1株当たり当期純損失 7,696円08銭	1株当たり純資産額 487,228円92銭 1株当たり当期純利益 31,247円32銭
（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純損失 153,921千円 普通株式に係る当期純損失 153,921千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株	（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 624,946千円 普通株式に係る当期純利益 624,946千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株

（重要な後発事象）

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの 運営における役割	名称	資本金の額 (2009年９月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約および買取りに関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社：該当事項はありません。

(2)販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2008年12月12日 有価証券報告書

2008年12月12日 有価証券届出書

2009年6月12日 半期報告書

2009年6月12日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年10月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）の平成19年9月14日から平成20年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）の平成20年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月21日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）の平成20年9月17日から平成21年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・中小型株・オープン（野村SMA向け）の平成21年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。